一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　十六号　町田市鶴間字十五号一六一八番六から同市鶴間字九号七八二番一まで　関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月二十三日

○関東地方整備局告示第二百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月二十二日　関東地方整備局長　石川　雄一

その関係図面は、平成二十八年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
東京都渋谷区渋谷二丁目二七番一地内	前	五八・九〇～六九・四三	〇・〇〇六	
	後	六一・七四～七二・五三	〇・〇〇六	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
上越市柿崎区竹鼻字東原八二七番一から同市柿崎区竹鼻字谷内入七三五番まで	前	一一・六〇～二三・〇〇	〇・二二二	
	後	一二・八〇～二三・七〇	〇・二一二	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○中部地方整備局告示第七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
鈴鹿市北玉垣町細田一六六〇番一から松阪市小津町字八準歸五二一番二まで	前	A　一九・〇〇～八五・〇〇	三〇・一三四	
		B　四・五〇～一三〇・六四	三三・八〇〇	
	後	A　一九・〇〇～八五・〇〇	三〇・一三四	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　四・五〇～一二九・〇四	三三・八〇〇	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○中部地方整備局告示第七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	津市河芸町三行字稲降二八七番一から同市河芸町北黒田字柳本一九八七番一まで（ただし、関係図書に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年四月二十四日七時

○中部地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
尾鷲市大字南浦字矢ノ川大曾越二〇四四番一から熊野市大泊町字向芝六九六番二まで	前　A	六・七〇～一五三・〇〇	二六・〇一〇	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前　B・C	一〇・五〇～三六四・五〇	二四・五四七	
	後　A	六・七〇～一五三・〇〇	二六・〇一〇	
	後　B・C	一〇・五〇～三六四・五〇	二四・五四七	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○四国地方整備局告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十二日から二週間四国地方整備局及び同局土佐国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日　四国地方整備局長　石橋　良啓

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　五十五号及び四百九十三号

三　指定する道路の部分

区間	幅員（メートル）	延長（キロメートル）
南国市物部字下王島一三四七番三地先から同市稲生字馬ノ背三七八一番一地先まで	〇・〇〇～一二八・四九	四・三四〇

四　指定する期日　平成二十八年四月二十三日